

前 金	部 分 払
有	—

令 和 5 年 度

水安水施 第1－6号

河芸豊津浄水場撤去設計業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津市上下水道事業局

安 芸 事 業 所

令和5年度	水安水施 第1－6号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 河芸町一色 地内		次 長	
			所 長	
委 託 名	河芸豊津浄水場撤去設計業務委託		検 算 者	
			担当主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)		設 計 者	
履行期限	令和 6年 3月27日限り			
支出科目	款	水道事業費用		
	項	営業費用		
	目	原水及び浄水費		
業 務 委 託 の 大 要				
1 浄水場撤去設計			一 式	
2 配水池撤去設計			一 式	
3 取水井撤去設計			一 式	

位置図

令和5年度水安水施第1-6号
河芸豊津浄水場撤去設計業務委託



0 50 100 150 200 250m
1:5,000 3

業務数量総括表

		令和5年度水安水施第1 - 6号 河芸豊津浄水場撤去設計業務委託		当初		業 種 項 目		水道工事設計業務		
項目・工種・種別・細別		業務名		規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
水道工事設計業務								1		
撤去設計						式		1		
浄水場撤去設計						式		1		
実施設計						式		1		
配水池撤去設計						式		1		
実施設計						式		1		
取水井撤去設計						式		1		
実施設計						式		1		

業務数量総括表

		令和5年度水安水施第1-6号 河芸豊津浄水場撤去設計業務委託		当初		業 種		水道工事設計業務	
		業務名				項 目		水道工事設計業務	
項目・工種・種別・細別		規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減		摘要
打合せ等				式		1			
設計協議				式		1			
現地調査				式		1			
既存資料収集・整理				式		1			
協議資料作成				式		1			
概算事業費の算出				式		1			
直接原価				式		1			
その他原価				式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和5年度水安水施第1-6号 河芸豊津浄水場撤去設計業務委託	当初		単位	前回数量	今回数量	業 種		設計業務 業務原価	摘要
								項 目	数 量		
業務原価											
一般管理費等					式		1				
設計業務価格					式		1				
消費税相当額					式		1				
業務費計					式		1				

浄水場撤去実施設計(浄水場更新設計(急速ろ過方式))

河芸豊津浄水場

対象水量 930m³/日

着水井 土木設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)					-	-	設計計画補正
設計図作成	-						撤去設計補正
数量計算	-						撤去設計補正
小計							
							対象水量補正
合計							

急速ろ過機 機械設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去設計補正
数量計算	-						撤去設計補正
小計							
							対象水量補正
合計							

急速ろ過機 電気設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)	-	-					設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-	-					撤去補正
小計	-						
							対象水量補正
合計	-						

送水ポンプ施設 建築設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

送水ポンプ施設 機械設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

送水ポンプ施設 電気設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

場内配管 土木設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

薬注施設 機械設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

薬注施設 電気設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

自家発電施設 電気設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去補正
数量計算	-						撤去補正
小計							
							対象水量補正
合計							

場内整備 土木設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)							設計計画補正
設計図作成	-						撤去設計補正
数量計算	-						撤去設計補正
小計							
							対象容量補正
合計							

場内整備 電気設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)	-	-	-		-	-	設計計画補正
設計図作成	-	-					撤去設計補正
数量計算	-	-					撤去設計補正
小計	-	-					
							対象容量補正
合計	-	-					

配水池撤去実施設計(配水池更新設計)

河芸豊津浄水場 RC造 配水池容量 565m3

RC配水池 土木設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)					-	-	設計計画補正
設計図作成	-						撤去設計補正
数量計算	-						撤去設計補正
小計							
							対象容量補正
合計							

取水井撤去実施設計(浄水場更新設計)

河芸豊津浄水場水源池

1箇所

深井戸 土木設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)	-				-	-	設計計画補正
図面作成	-						撤去設計補正
数量計算	-	-					撤去設計補正
小計	-						
							箇所数補正
合計	-						

深井戸 機械設計

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
施工計画(設計計画)	-			-	-	-	設計計画補正
図面作成	-						撤去設計補正
数量計算	-	-					撤去設計補正
小計	-						
							箇所数補正
合計	-						

浄水場撤去実施設計(浄水場更新設計)

設計協議

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
第1回打合せ	-			-	-	-
中間打合せ	-	-			-	-
最終打合せ	-			-	-	-
合 計	-				-	-

工種数	1.00	中間打合せ回数	3.00
-----	------	---------	------

現地調査

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	-	-			-	-
合 計	-	-			-	-

工種数	1.00	調査回数	1.00
-----	------	------	------

既存資料収集・整理

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	-	-			-	-
合 計	-	-			-	-

工種数	1.00	調査回数	1.00
-----	------	------	------

協議資料作成

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
協議資料作成	-	-	-			
合 計	-	-	-			

概算事業費の算出

河芸豊津浄水場

給水人口 1,957人

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
概算事業費の算出							水源区分補正
小計							
							給水人口補正
合計							

特記仕様書

1. 総 則

1. 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、津市上下水道事業局（以下発注者という）が委託する「河芸豊津浄水場撤去設計業務委託」に適用する。
- (2) 前項において定めのない事項は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

1. 2 業務の目的

- (1) 本業務は、現在運転停止している河芸豊津浄水場及び場内深井戸の撤去等に関する工事実施設計の作成を目的とする。

1. 3 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 4 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 5 議事録

受注者は、協議及び打合せの都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

1. 6 審査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 発注者の審査後に訂正を指示された場合、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 7 参考資料の貸与

受注者は、業務に必要な関係資料等の貸与を求める場合は、発注者へ所定の手続きによって行う。

2. 解体撤去設計

(1) 対象施設

①河芸豊津浄水場 (Q=930m³/日)

- ・着水井 (RC 造) 29m³×1 池
- ・除鉄除マンガン装置 (鋼製) 砂ろ過 Q=60m³/h×2 基
- ・ろ過ポンプ 横形ポンプ φ 65×0.75m³/min×25mH×5.5kw×2 台
- ・逆洗ポンプ 横形ポンプ φ 150×2.26m³/min×17mH×11kw×2 台
- ・滅菌設備 液中ポンプ×2 台
- ・ポンプ室 C B 造 164m²×1 棟
- ・送水ポンプ 横形ポンプ φ 100×1.0m³/min×62mH×18.5kw×2 台
横形ポンプ φ 100×1.4m³/min×40mH×18.5kw×1 台
- ・配水池 (浄水地) RC 造 V=565m³
3.9m×9.8m×3.0mH×1 池
12.3m×6.1m×3.0mH×2 池
- ・場内配管 一式
- ・場内整備 一式
- ・電気設備 受変電設備 (引込盤、受電盤、変圧器盤等)
動力設備 (切替盤、ろ過機盤、送水ポンプ盤、インバータ盤、次亜盤等)
自家発電設備 (発電機 70KVA、自動始動盤等)
計装設備 (残塩計、水位計、流量計、圧力計等)
監視制御設備 (テレメータ盤等)
上記設備及び配線等一式

②河芸豊津浄水場水源地

- ・第 1 号取水井 (深井戸) 鋼管ケーシング φ 300×300mH
水中ポンプ φ 80×0.54m³/min×44mH×7.5kw×1 台
付帯設備 1 式

(2) 業務計画書

本業務を実施するにあたり、業務の実施方針等について業務計画書を作成すること。

(3) 打合せ協議

業務を円滑に遂行するために、「初回打合せ」「中間打合せ 3 回」「最終打合せ」とし、必要な事項について打ち合わせ協議を行う。

(4) 関係機関との協議資料作成

対象施設への進入は道路幅員が狭小であり、また鉄道近傍での撤去作業となるため、仮設・施工計画等について関係者との協議資料を作成する。

(5) 設計計画

現況調査等の結果を踏まえて、経済性及び施工性等の観点から検討を行い、対象施設の最適な撤去方法を選定し設計計画を行う。

なお、深井戸は被圧地下水のため、撤去にあたっては自噴対策を検討すること。

(6) 設計図作成

撤去工事に関する図面、仮設計画図等を作成すること。

(7) 数量計算

撤去工事に関する数量計算書を作成すること。

(8) 施工計画

現地の立地条件及び施工手順、施工方法、資材の輸送・搬入条件等に基づき、施工計画を作成すること。

(9) 概算工事費の算出

対象施設の撤去工事に関して、工事に必要な概算工事費設計書（見積書等含む）を算出すること。

(10) 報告書作成

上記を取りまとめ、報告書を作成する。

なお、撤去工事にあたっては複数年度で発注可能なように、図面・数量等は工種、構造物毎に分けるとともに、まとめ方は監督員の指示に従うこと。

(11) 照査

業務の段階ごとに照査を実施し、完了後、照査報告書を提出すること。

3. 提出物

成果品は以下のとおりとする。

(1) 報告書 2 部

(2) 電子媒体（DVD-R 等）1 枚

(3) その他監督職員の指示するもの

4. その他

その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

なお、概算工事費の算出時期は監督員の指示に従うものとする。

5. 使用する主な図書及び基準

本業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとし、これら以外の図書に準拠する場合は、発注者の承諾を受けるものとする。

なお、準拠する図書類は最新版とする。

- ① 「水道施設耐震工法指針・解説（2022年）」【(社)日本水道協会】
- ② 「水道施設設計指針（2012年）」【(社)日本水道協会】
- ③ 「水道施設更新指針」【(社)日本水道協会】
- ④ 「水道維持管理指針（2016年）」【(社)日本水道協会】
- ⑤ 「コンクリート標準示方書-設計編（2012年）」【(社)土木学会】
- ⑥ 「コンクリート標準示方書-維持管理編（2013年）」【(社)土木学会】
- ⑦ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2017年改定版）」
【(財)日本建築防災協会】
- ⑧ 「水道工事標準仕様書」【(社)日本水道協会】
- ⑨ 「三重県公共工事共通仕様書」【三重県】
- ⑩ その他必要となる図書

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年4月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年4月） ☐ その他（ ）
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和4年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （2）部）とする。 ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（急速ろ過機撤去の概算工事費） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ	工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☒ 関係機関との協議の必要あり ☐ その他（ ）
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
	管理技術者のその他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☐ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☒ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
	照査技術者の要件	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他（ ）
キ	打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ（ 3 ）回 ☒ 成果品納入時 ☒ 関係機関打合せ協議（ 1 ）機関 ☒ 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ） ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	9 7 7 円
---------	---------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。